

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

移転先21	健康増進課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(70の項) ・別表省令第40条
②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <u>＜選択肢＞</u> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保健指導、健康診査等対象者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先22	社会福祉課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(71の項) ・別表省令第41条
②移転先における用途	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <u>＜選択肢＞</u> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先23	子育て支援課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課、人事課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(81の項) ・別表省令第44条
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給資格者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先24	国保年金課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課、納税課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(85の項) ・別表省令第46条
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、その配偶者、扶養義務者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先25	社会福祉課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(95の項) ・別表省令第48条
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先26	高齢者福祉課、納税課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(100の項) ・別表省令第50条
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先27	健康増進課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(111の項) ・別表省令第54条
②移転先における用途	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	健康増進事業対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先28	国保年金課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(116の項) ・別表省令第59条
②移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

[illegible]

移転先31	国保年金課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(128の項)
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	年金生活支援給付金対象者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度